

令和8年度学校体育施設開放事業

◇◆◇◆利用のてびき◆◇◆◇◆

1.目的

本事業は、下関市におけるスポーツおよびレクリエーションの振興のために、下関市立小学校・中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放します。

2.開放施設・開放時間

下関市立小学校・中学校(全61校)の、運動場・体育館・武道場(全138施設)を開放します。
詳細については「学校体育施設開放時間一覧」(別添)及び学校体育施設予約システム(以下、「予約システム」という。)をご確認ください。開放施設・開放時間は変更となる場合があります。

3.利用上のルール

(1)適切な利用

- ①利用を承認された利用時間を厳守してください。準備や片付けに要する時間も利用時間に含まれます。利用後は速やかに退校し、学校施設にとどまることがないようにしてください。
- ②施設退出時は、用具の片付け、整備・清掃、照明の消灯、水道、戸締り、施錠確認を必ず行い、予約システムから利用報告を提出してください。
- ③騒音防止を徹底してください。特に早朝・夜間は音が近隣に響きやすいため、音楽や話し声等の音量に十分注意してください。
- ④団体で持ち込んだ備品については、原則学校に保管せず、各自で持ち帰ってください。ただし、学校から個別に許可を得ている場合は除きます。
- ⑤利用後は、施設の整備・清掃を行ない、発生したごみについては各自で必ず持ち帰ってください。
- ⑥貴重品は各自で管理し、紛失や盗難等は利用団体の責任で対応してください。
- ⑦利用団体間のトラブルについては、介入いたしかねます。ルール・マナーを守って、団体同士気持ちよく利用しましょう。
- ⑧施設利用中に、近隣住民等から苦情があった場合は、団体責任者が誠意をもって対応してください。また、内容について速やかに下関市スポーツ振興課まで連絡をしてください。
- ⑨キーボックス設置学校については、予約完了時に暗証番号をメール通知します。ボックスから体育館等のカギを取り出した場合、利用後は忘れずにカギをボックスに戻し、ふたを閉めてください。

(2)学校設備・備品の使用

原則、学校設備・備品の使用は禁止です。使用したい設備・備品等がある場合は、団体で個別に学校に許可を得た上で、破損等しないよう大切に使用してください。利用施設内のトイレ・手洗い場等は、清潔に利用し、各自で清掃を行なってください。

自家用車で来校した場合は、各学校で個別に定められた場所で駐車・駐輪してください。また、利用後に、施設駐車場へ長時間とどまっている事例が多く報告されていますので、速やかに退校をお願いします。

(3)禁止事項

- ①学校敷地内や学校周辺での喫煙・飲酒、並びに火器類等使用の禁止。出火原因となる大変危険な行

為であるため、固くお断りします。なお、当該行為を発見または確認した場合は、当該団体の学校体育施設の利用を直ちに停止いたします。

②指定された駐車場以外の場所での駐車や路上駐車、迷惑駐車の禁止。

③利用許可のない状態での施設利用の禁止。

④利用許可目的以外の利用、利用を許可されたところ以外の施設や場所、区域への立ち入り禁止。

⑤雨天時等、利用により運動場のコンディションに支障をきたす場合での利用の禁止。(運動場がぬかるんだ状態での無理な利用は翌日の学校活動に支障をきたすため。)

⑥実際の活動団体と異なる団体名での予約や利用団体間での又貸しの禁止。予約システム上で、予約団体名は公開しています。

(4)利用報告及びキャンセル

施設利用の実績確認のため、予約システムから、利用報告を必ず提出してください。予約後に利用しない日が生じた場合は、他の団体が利用できるよう、速やかに予約システムからキャンセル手続きを行ってください。キャンセル手続きなしで複数回続けて利用がない、または利用しているにもかかわらず利用報告の提出がないことが確認できる団体については、下関市スポーツ振興課より団体の代表者へヒアリングを実施することがあります。ヒアリング後も利用状況の改善が見られない場合は、利用を停止させていただく場合がありますのでご注意ください。高齢者団体等で予約システムの利用が難しい団体の利用報告については、個別に案内します。

(5)利用の停止

(1)～(4)のルール及び禁止事項、その他各学校施設に応じた利用ルールが遵守されていないことが確認された場合、利用を停止することがあります。全ての学校・利用団体が気持ちよく体育施設を利用できるように、ルール・マナーの遵守を徹底するようお願いします。

(6)学校開放不可日

学校施設は、開放事業だけでなく、地域行事、地域活動及び選挙時の投票所等の様々な利用がなされています。下記の行事等において、学校が認めたものについては、学校開放の不可日となりますので、当日の利用団体には予約システムから個別に通知いたします。

①学校施設の緊急修繕や改修工事

②学校教育及び学校教育の延長または密接不可分と学校長が認めるもの(学校行事・活動、PTA活動、地域行事等)

4.施設利用時の事故等の対応

(1)傷害事故

利用中における利用者の傷害は原則、自己責任となりますので、利用団体は保険加入を推奨します。スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動におけるケガや事故に対処するため、スポーツ安全保険や市民活動保険等の加入を検討ください。

急病や重大なケガ等、緊急性を要する場合は、救急車両の要請や胸骨圧迫等の救命措置を直ちに実施してください。また、もしものリスクに備え、日頃からAED設置場所の把握や、緊急時の対応につ

いて、各団体で共有してください。

(2)災害時の対応

豪雨や台風等の災害時には、事前に気象情報を確認し、利用者の身の安全を最優先に考慮して利用を判断してください。利用中に突発的な災害が発生した際には、直ちに活動を中止し、利用者全員の安全確保に努めてください。災害により施設の設備・備品等が破損した場合は、事後に該当の学校へ報告してください。また、被災状況に応じて、学校体育施設が避難所として開設される場合は、利用不可となりますので、避難所開設情報をこまめに確認するようお願いします。

(3)熱中症事故の防止

気温が高くなる時期においては、活動の場所や種類にかかわらず、環境省が発表する熱中症警戒情報や暑さ指数(WBGT)に基づいて活動実施を判断し、活動時間帯をずらしたり、運動負荷の軽減、健康に被害が生じるおそれがある場合は中断・中止するなど、熱中症予防に配慮した活動を検討してください。スポーツ活動前や活動中、活動後に、健康をチェックし、適時・適切な水分・塩分補給を行ってください。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、身体冷却、病院への搬送を行ってください。

(4)施設の設備・備品等の破損事故の発見または発見時の対応

①利用によって破損した場合

原則、利用団体の弁償により原状回復の責任を負いますので、速やかに下関市スポーツ振興課及び該当の学校へ報告し、対処について指示を仰いでください。また、破損箇所について写真等によって記録しておいてください。

例 利用者の誤った利用による学校備品の故障・破損、利用者の投げた・蹴ったボール等による窓ガラスや壁面の損傷等

②経年劣化や管理上の欠陥等による場合

学校において原状回復を行ないますので、発見後、速やかに下関市スポーツ振興課及び該当の学校へ報告してください。

例 経年劣化による体育館照明の電球不点灯、雨漏り等

③原因が特定できない場合

発見後、速やかに下関市スポーツ振興課へ報告してください。原因特定に伴い、利用団体へ下関市スポーツ振興課よりヒアリングまたは現地調査を行なう場合があります。また、該当の学校長の判断により、該当施設の開放を停止する場合がありますので、利用後は設備・備品等に破損がないか、よく点検してください。

※開放時間中に施設の設備・備品等の破損事故が発生したことが明らかにも関わらず、利用団体からの報告がない事例が多く発生しています。学校教育に支障をきたすと学校長が判断した場合、当該校の開放を全面停止または本市において、当該団体の利用を停止する場合がありますので、必ず報告を行ってください。

お問合先 下関市スポーツ振興課(学校開放担当)

TEL:083-250-5202 FAX:083-231-2739

MAIL:kaiho@city.shimonoseki.yamaguchi.jp